

いじめ事案発生(疑いを含む)

町教育委員会に報告

教育委員会が主体で対応

学校が主体で対応の場合

対策組織の設置

調査班

- 担任・生徒指導担当・養護
- 専門家
 - 青少年育成センター・スクールカウンセラー
 - スクールソーシャルワーカー
- 第三者組織
 - 児童相談所・西部県民局・医療機関 ・警察署

対応班

- 校長・教頭・生徒指導担当・担任・教職員

事前説明

被害児童と保護者に対して調査等の事前説明

- ① 調査の目的
- ② 調査主体
- ③ 調査の時期・期間
- ④ 調査の項目

事実確認

・客観的な事実の確認

事実関係の調査

- ・因果関係でなく客観的な事実関係の調査
- ・事案発生前調査の再分析
- ・新たな調査の実施
(アンケート調査) (聞き取り調査)
- ・時系列での情報整理

調査結果を町教育委員会に報告

被害児童へ

- ・事後のケア
- ・事情や心情の聴き取り
- ・復帰に向けた支援活動

加害児童へ

- ・事後の観察
- ・事後の指導
- ・保護者への助言

その他

- ・当該児童以外への対応
- ・当該児童以外の保護者への対応
- ・マスコミ等への対応

再発防止策の検討

関係機関・保護者との連携